

関市 留守家庭児童教室 < 入 室 の ご 案 内 >

■留守家庭児童教室について

留守家庭児童教室は、保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小・中学校の児童に対して放課後や夏休みなどに家庭に代わる遊びや生活の場を提供し、適切な指導により、児童の健全な育成や安全を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを目的に運営しています。

■利用できる児童の要件

1. 市内の小・中学校に就学している1～4年生までの児童（※定員に余裕のある教室は、高学年の利用も可能）
2. 保護者（父母・祖父母等を含む）が以下の①～⑤の理由により児童を保育できない日が、月に15日以上あり、その状態が3ヶ月以上継続していること。（長期休業期間は、その状態が1日に4時間以上ある場合）
 - ①就労している（自営業も含むが内職は除外）
 - ②大学等への就学または就労を目的とした技能訓練のための就学（職業訓練校等）をしている等
 - ③病気療養（精神もしくは身体に障がいを持っている場合も含む）
 - ④介護・看護
 - ⑤出産（予定月と前後1か月）

< 下記事項に該当する場合は、ご利用できません >

- ・同居または同一校区内にいる祖父母（利用開始時点で65歳以上の祖父母は除く）が就労等の理由がなく児童を保育できる
 - ・著しく心身に障がいがある
 - ・児童教室の運営上支障があると認められる
- ※集団活動ができない児童に支援員がかかりきりになり、ほかの児童を安全に見守ることができなくなる場合、児童教室で集団活動に適さないと判断し教育委員会が認めたときは利用を中止していただきます。
- ※病気またはけがを治療している間は利用できません。
- ※急に必要になった時だけ利用するための申請はできません。また、保護者の仕事が休みの日は利用できません。

■開設場所 学校内施設（通学する小・中学校区の留守家庭児童教室を利用していただきます。）

■開室日及び開室時間

開室日	開室時間
通常の月曜日～金曜日	授業終了時～午後7時
学校行事による振替休業日等	午前8時～午後7時
長期休業期間（夏・冬・春休み）	午前7時30分～午後7時

※振替休業日、長期休業期間は保護者の送迎が必要です。また、昼食（弁当）を持参してください。

■閉室日

- (1) 土・日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に定める休日）
- (2) 12月29日～翌年1月3日
- (3) その他市長が必要と認めた日（気象警報発令時など教育委員会決定に準じる）
 - ※ 気象状況や教育委員会（学校）の決定に準じ、臨時休室となる場合があります。
 - ※ 感染症等による学校閉鎖の場合、臨時休室となります。
 - ※ 学級閉鎖の場合、そのクラスの児童は利用できません。

■使用料

(1) 月額使用料

区分	月額使用料（円）			
	午後5時まで	午後6時まで	午後6時30分まで	午後7時まで
4～6月、9～3月	4,000	5,000	6,000	7,500
7月	6,000	7,500	9,000	11,250
8月	8,000	10,000	12,000	15,000

※ 長期休業期間に午前7時30分から利用される場合は、追加で使用料が必要です。

※ 同一世帯2人目以降の使用料は半額です。

※ 月の途中（15日まで）に退室する場合は使用料は半額になります。

※ 使用料とは別に、おやつ代や活動に伴う材料費等として毎月500円（夏休みは4,000円）の実費負担があります。（金額は変更になる場合があります。）

※ 傷害保険に加入するため、年間800円の保険料が必要です。（金額は変更になる場合があります。）

(2) 支払方法

原則、口座振替です。振替日は毎月末日（月末が休業日の場合は、翌営業日）です。ただし、12月の振替日は25日です。残高不足にならないように、振替日前までに確認をお願いします。

(3)減免制度

下記の対象者については、申請により利用料が減免されます。「関市留守家庭児童教室使用料減免申請書」を入室申込み時にご提出ください。

対 象 者	減 免
生活保護法による保護を受けている世帯	使用料の全額
ひとり親世帯かつ令和6年度市民税が非課税の世帯	使用料の半額

※ 年度中途に減免申請をされた場合は、申請月の翌月から対象となります。

※ 年度当初の申請者には、市民税が確定後(6月頃)に承認・不承認の通知をさせていただきます。

※ 4・5月分は、減免前の金額で納付していただき、6月分以降で調整します。

※ 前年度市外に居住されていた方は、転入前の市町村の非課税証明書の提出が必要です。

■入室申込み

入室希望月	受 付 期 間	申 込 方 法
4月	令和6年12月2日(月)～令和7年1月10日(金)	オンライン申請または 申請書等を申込先へ
5月以降	入室希望月の前月20日まで	

※長期休業期間(夏・冬・春休み)のみの申込みは随時お知らせします。(夏休み…5月、冬休み…10月、春休み…1月頃)

■申込方法

パソコン又はスマートフォンからオンライン申請することができます。市ホームページ内のURL または右にある二次元コードから、申請フォームにアクセスしてください。申請内容を入力し、就労証明書などの「必要書類」(下記参照)を添付して送信してください。※必要書類は申請前にご準備いただくと申請がスムーズです。

[申請フォームはこちら▶▶](#)



●必要書類 (※利用開始時点で65歳以上の祖父母等に関する書類は不要です。)

保育できない理由	提出書類 (オンラインの場合はカメラで撮影して添付)
就労(内職は除く)	就労証明書
就学又は職業訓練	学生証または合格通知の写し、訓練在籍証明書等
病気療養	診断書または身体障害者手帳等の写し 入院の場合は入院期間が分かる書類
介護・看護	介護・看護が必要であることが分かる診断書、手帳や介護保険証など等級が分かるページの写し
出産	母子手帳(出産予定日が分かるページ)の写し

「オンライン申請ができない場合」は、申請書等の提出書類にご記入の上、申込先へご提出ください。

【提出書類】

- (1)関市留守家庭児童教室入室許可申請書 (裏面も記入)
- (2)引き渡し登録カード
- (3)就労証明書又は保育できないことが分かる書類 ※上記「必要書類」をご確認ください。
- (4)関市留守家庭児童教室使用料減免申請書 (減免申請される方のみ)

※「就労証明書」や「入室許可申請書」などの各様式は教育総務課、各地域事務所(西部支所除く)、各留守家庭児童教室に置いてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

[市ホームページはこちら▶▶](#)



【申込先】 教育総務課(市役所本庁舎5階)、各地域事務所(西部支所除く)、各留守家庭児童教室
(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

■入室決定

入室の決定は、「関市留守家庭児童教室入室許可書」と関係書類を保護者へ郵送します。許可決定通知が届きましたら、「口座振替依頼書」を市内に本店、支店のある金融機関へ提出してください。(用紙は金融機関窓口にあります。)入室前に必ず、利用について各留守家庭児童教室で説明を受けてください。

■利用時間の変更

利用時間を変更する場合は、変更希望月の前月中に「留守家庭児童教室変更届」を提出してください。

※利用時間を長くする場合は、就労証明書の再提出が必要です。

■退室・休室

退室するときは退室日までに「退室届」を提出してください。また、一時的に休まれる場合は、「休室届」を提出してください。(休室の場合は、使用料は発生します。)

※ 夏休みに利用されない場合は、夏休みのみ退室することもできます。その場合、7月は通常の(4～6月等と同じ)使用料、8月は使用料をいただきません。

■その他

- ・留守家庭児童教室使用料に未納がある場合は、教室の利用はできません。
- ・利用にあたっては、お子さまとよく話し合い、利用の意思を確認してください。